

最澄の九方院と九院の構想

桑 谷 祐 顕

伝教大師最澄（七六六～八二二）の比叡山伽藍構想として、

十六院や九院の構想が存在したことが知られている。即ち、

十六院は弘仁九年（八一八）七月二十七日⁽¹⁾、九院は同年七月二十一日⁽²⁾に公表されたところがあるが、最澄最晩年のその年月を以てして、始めて構想されたものではなからう。

本稿では、止観業・遮那業の年分度者を賜って天台宗が開宗されたその頃から、この構想が徐々に構築されていったその経緯と実状を検証したい。その中で、後世周知された「弘仁九年七月二十一日公表の九院構想」は、既に最澄が点置した「それに先行する長講道場としての九院（後世と同名）」をその原初的鎮国道場の先行モデルとして構想されたことを明らかにしたい。また、その典拠とされる護国長講会式の同一文書中、わざわざ、九院とも、九方院とも呼び習わされるその両院の違いについても考察に及びたい。

一 弘仁九年の十六院・九院の構想

後世知られる最澄の十六院構想は、園城寺に残された「弘仁九年比叡山寺僧院等之記」（以降、「僧院記」と略す）等⁽³⁾によって知られる。その十六院とは、根本一乗止観院、法華三昧院、一行三昧院、般舟三昧院、覺意三昧院、東塔院、西塔院、宝幢院、菩薩戒壇院、護国院、総持院、根本法華院、浄土院、禅林院、脱俗院、向真院の十六寺院をいい、最澄構想の寺院名の他に、具体的な人員配置を施して別当・三綱が明記されており、最澄自身が思い描いた比叡山の寺院運営体制と伽藍構想の全容が見えてくる。

その「僧院記」の末文には、

以^二前衆院并別当^三綱等^一、興^二隆仏法^一、擁^二護國家^一、利^二樂群生^一。依^下延曆廿四年大歳乙酉九月十六日治部省（与^二）最澄義真等^一公驗^上、建^二立衆院^一、任^二別当等^一如^レ件。宜^下同法禪衆發^二精進心^一、修^二治諸院^一、長講不^レ絶、持念不^レ怠、禪定不^レ息、福^二利國家^一、群生成^レ仏^上。

最澄の九方院と九院の構想（桑谷）

弘仁九年七月廿七日 前入唐受法大乘沙門最澄 前入唐受法沙門
義真（『僧院記』三九二―三九三頁）

とあり、十六院とは、止観・遮那兩業の者が、各業課に基づいて護国三部経の長転長講（止観業）・護国真言の長念長誦（遮那業）を実修し、積善招福、災難消滅、利樂群生、擁護国家を致す護国道場であったことが知られる。

一方、後世に知られる九院構想は、現存する『九院事』（伝全五・三七五）によると、止観院、定心院、総持院、四王院、戒壇院、八部院、山王院、西塔院、浄土院の九院の寺院名（後世の注記は除く）が残るだけで、「僧院記」のような全体の趣旨を示す記述はない。よって、その全体像や各僧院の性格を示す手掛かりやそれぞれの寺院間の関連性も解らない。また、九院と十六院に重複する僧院は、一乗止観院、総持院、戒壇院、西塔院、浄土院の五院で、その両者の関連性が窺われるところであるが、両者の資料にその仔細はない。

しかしながら、当時最澄の右腕として内外に活躍した光定（七七九―八五八）の『伝述一心戒文』巻中にはこうある。

先師依_二先帝公_一、而大法師義真、法師光定_二行戒壇院別当知事_一。寄_二是之旨_一、共知_二伝宗事_一。具_三如弘仁九年_二宛_一九院別当等_一。（伝全一・五七四）

光定のこの記事は、延暦二十四年（八〇五）桓武天皇より

賜った伝法の公驗に基づいて義真、光定を戒壇院の別当と知事に任命するといふもので、先の十六院「僧院記」が先帝公驗に依拠したとする内容に合致し、また十六院の具体例、菩薩戒壇院の別当・知事の人事と全く一致する。

更に注目すべきは、こうした（十六院の別当・三綱）人事は、詳しくは弘仁九年に九院別当等を任命した如くである、という記述である。つまり、現存資料（『九院事』）では、その院名しか判明しないが、当時最澄は九院点置のみならず、その別当・三綱等の人員配置をも行っていた。しかも、十六院の点置や別当・三綱等の任命は、それに先んずる実地の九院を手にプランニングされていたのである。

即ち、最澄の九院構想は、十六院に先行する人事・伽藍構想のモデルであり、より原初的な護国道場としての基本構想であったと知られる。

二 九院の存在を明かす三部長講会式の式文

前段では、平時に別当・三綱を配して不断に長講を行う護国道場としての九院・十六院の姿を確認した。さて、その九院が護国道場として位置付けられるのは、所謂「護国三部長講会式」に於いてである。

それについては、既に別論に考証したので参照されたい。⁽⁴⁾

本稿では後考の論述上、その要点のみ記す。

最澄撰述とされる三会式に関する著作は五点現存し、その三点が長講法華会式に関するものである。即ち、①『大同四年始修法華長講願文』^⑤、②『長講法華經先分發願文卷上』^⑥、③『長講法華經後分略願文卷下』^⑦の三点で、①は③の發願文の中の一部を別立したものである。いや、正確には、長講法華經会式始修日の發願文(①)を後世③に収録したものであるべきであろう。また、②と③の關係は、「法華長講会式」は本来二日一会の法会であつたから、その初日分(②)と後日分(③)の上下巻を構成する一連の書と判断できよう。

また、残りの二点は金光明会、仁王会に関する著作で、『長講金光明經会式』(外題、金光長講会式)^⑧、『長講仁王般若經会式』(外題、仁王長講会式)^⑩とある。

この最澄撰とされる三部長講会式は、偽撰書としての批判があるが^⑪、筆者は最澄撰述の「三部長講会式」(奥書、弘仁三年(八一二)・四年撰)に、後世加筆添削が加えられ、その後、三部法会間の式文・次第や文言の調和統一が図られて今日に伝世したものとみている^⑫。本稿では詳しくは述べないが、『叡山大師伝』に、

同年(大同五年)春勸道心者。於一乘止觀院。起始長講金光明仁王法華三部大乘經。每日長講一日不闕。……種々願文。別在卷軸。每座添誦。良為發心境矣。(伝全五附・二七—二八)

とあるように、種々の願文、別に卷軸ありといひ、每座の添

最澄の九方院と九院の構想(桑谷)

讀文も日々新たに奉讀された。つまり、每座ごとに法会の發願文は変わるのである。国の直面した災害や国難に依じて変異し、国の行政統治制度の変更等も、如実にその中に反映され変更された。よつて、最澄撰述の式文に、最澄示寂後の出来事が加筆添加されて今日に伝世する可能性は、法会の性格上、大いに有り得るものといわねばなるまい。

さて、こうした三部長講会式の式文中に、不断長講の実修道場として九院は明記されるが、九院こそが長講道場という意である^⑬。但し、後世にいう九院のような個別の堂舎名はなく、あくまでも総称としての九院である。

では、何時からこの九院が始まるのか。先の考察の如く、最澄によると九院こそが長講道場なのであるから、長講会が始まった時を点置の時とみるべきであろう。即ち、大同二年(八〇七)二月一日に始めて法華長講会式が嚴修されたその時、早速九院は点置されたと考えるべきであろう。

やがて、大同四年(八〇九)二月十五日、法華長講会は両年分度者出仕必修と定められ、最終的には、弘仁九年(八一八)五月十三日『天台法華宗年分学生式』(六条式)の止觀業の業課に、三部長講が明記されたのである^⑭。

弘仁九年(八一八)七月二十一日、後世にいう「九院構想」が発表された。しかし、この発表時に於いても、また「山家学生式」止觀業の日課に長講が課せられたその時も、「九院構

最澄の九方院と九院の構想（桑谷）

「想」の九院はまだ三院しか建立されていなかった。⁽¹⁵⁾しかし、長講不絶の護国法会は、その日も最澄が当初点置した原初九院を会場に厳修されていたのである。

三 墨勅を奉じた臨時の護国長講会

前段では、常恒定位された長講道場としての九院をみた。今段では、臨時に点置された九院の事例を紹介したい。即ち、光定撰『伝述一心戒文』巻上には、弘仁九（八一八）年四月二十六日から二十八日までの三日間、最澄が墨勅を奉じて厳修した祈雨の三部長講会に関する資料がある。即ち、三会の発願文、敬白文を含むもので、当時のその有様を伝える貴重資料である。その「発願文」には次のようにある。

弘仁九年四月二十六日五更、奉_レ資_二国主_一發願。

①奉_レ資_二一切天神地祇_一、起_二恨怨_一神祇等令_二離苦得樂_一、故定_二九院_一令_レ長_二講金光明_一。

②拔_二濟一切国裏百部鬼神等_一、令_二離苦得樂_一、故定_二九院_一令_レ長_二講仁王護国般若經_一。

③奉_レ資_二大日本国開闢以来一切国主御靈、延曆以前一切皇靈、並平崩怨蕘王靈、臣靈、比丘靈、比丘尼靈、優婆塞靈、優婆夷靈、賢靈、聖靈及六道四生受苦一切龍鬼等靈、永出_二三界_一皆悉成仏、故定_二九院_一令_レ長_二講妙法蓮華經_一。

勅会厳修に当たり、最澄が如何様に祈願したかは興味深い

問題であるが、ここで注目すべきは、最澄が九院を定位して長講会を厳修した事実である。臨時勅会であるが、この場合も、最澄は九院を長講道場と定めたことがわかる。

この記述を、最澄は九院を点置しただけ、とみる研究者もいるかもしれないが、この法会は嗟峨天皇の墨勅を奉じた勅会である。勅命を受けて国家災難としての早魃の除災法会に臨み、鎮国の宗として本領發揮する真劍勝負の大舞台である。まだ、未建立（この段階では未発表）にして、自身の構想に止まる九院を点置し、披露するに止まるような悠長にしていい加減なものではない。先帝御願を奉じる天台の勅会に於いて、しかも宗祖自ら違勅を犯すとは考え難い。しかも、この法会は祈願成就の成果を上げたという。

即ち、これは臨時法会の事例であるが、ここに定位された九院は、やはり長講実修道場であり、弘仁九年七月公表の構想としての九院（その時点で建立済みは三院）とは明らかに違う。しかもこの九院は、後世にいう九院よりも三箇月早い最澄自身の定位に基づくのである。

四 九院と九方院

ここでは、最澄撰とされる「三部長講会式」を中心に、長講道場の名称についてみることにする。

(二) 九院の用例

威光増益恒守^三護 叡山道場正法蔵 大日本国及九院^一 興^三隆仏
法^一尽^三後際^一 恒説^二一乘^一利^二群生^一 (伝全四・二八七)

これは『長講金光明經会式』中の九院の用例であるが、こ
うした用例が三会式に亘って多くみられる。ここにいう九院
は、既に明かしてきた護国經典長講道場としての九院であ
り、個別の堂舎名を挙げず、むしろ九つの長講道場・護国の
堂舎という意味であろう。

正に最澄は、十方の天神地祇諸靈に、末法近きこの時代、
比叡山に実修される天台法華の正法と、それによって守護さ
れる日本と、その実践道場たる九院を守護せよと祈念する。
それによって、仏法興隆と一乗教化による群生利樂が成就さ
れるという。やはり、ここでも九院とは、比叡山上に定位さ
れた鎮国の長講道場と確認されるのである。

(二) 九方院の用例

東土上野国	般若浄土院	道忠大禪師	信心弟子等
教興及道応	助 ^二 写 ^一 一切経 ^一	同法弟子等	道俗諸施主
信濃国檀主	助 ^二 写 ^一 一切経 ^一	道俗諸人等	越前越後国
甲斐美濃国	助 ^二 写 ^一 一切経 ^一	筑前及肥後	豊前及豊後
日向及薩摩	道俗諸人等	近江諸施主	長講諸檀越
造伽藍知識	造 ^二 作 ^一 九方院 ^一	同法四衆等	(伝全四・二六六)

これは『長講法華経後分略願文卷下』の一文である。上野

最澄の九方院と九院の構想 (桑 谷)

国般若浄土院の教興、道応等は、みな道忠禪師の弟子達で大
乗經典書写を手伝い、上野国に經典安置の宝塔を造った。ま
た道忠門下同法の弟子、下野大慈寺の広智等も同様に下野国に
宝塔を造った。信濃大山寺の正智禪師然り、美濃の高野山寺院
主賢栄は比叡山東塔の浄写・建立の施主である。⁽¹⁷⁾また、九州巡
化では、筑前・肥後・豊前・豊後・日向・薩摩に浄写の支援を
得て、筑前、豊前に經典安置の宝塔を造らんとし、近江国の施
主が長講の檀越となつて九方院が造作されるという。しかも、
ここには越前・越後・甲斐・美濃国の浄写協力をも加えてお
り、全国規模に言及が及んでいることに留意せねばならない。
実をいうとこれは、日本全国の八方と中央比叡山を含む九
方に、大乘經典安置の宝塔堂舎を造り、その堂内に籠山十二
年を経た天台僧を止住せしめ、護国經典長講と護国真言念誦
を実現しようとした最澄の天台僧(国師・国用)活用に基づく
全国規模での護国道場建立の理念が示されているのである。
つまり、その道場こそが最澄の言う九方院なのである。また、
それを更に明確に示す一文がある。

総願天神衆	別願五畿内	七道四海中	凡六十有四
大國及三島	粟散大小島	五百三十八	大小諸群家
一切大小龍	一切大小神	一切大小鬼	一切大小靈
唐新羅渤海	東夷及南蛮	西戎及北狄	一切神鬼靈
自他百界生	増 ^二 足 ^一 大威光 ^一	熾然亦赫奕	心通 ^二 於 ^一 五智 ^一

最澄の九方院と九院の構想(桑 谷)

果鑿 ^二 於 ^三 三身 ^一	各各起 ^二 慈悲 ^一	護 ^二 持此国界 ^一	恒護 ^二 此九方 ^一
一乘法華院 ^一	願而今而後	一切求法者	修學無 ^二 妨難 ^一
開 ^二 悟仏知見 ^一	通 ^二 達一心源 ^一	開 ^二 解深法性 ^一	六作六事縁
常觀 ^二 境即中 ^一	了了見 ^二 仏性 ^一	一心 ^二 諦境 ^一	一心 ^二 三觀智 ^一
一行一切行	恒修 ^二 四三昧 ^一	長 ^二 講法華經 ^一	(伝全四・二五八)

これも『長講法華經後分略願文卷下』の文であるが、この直前には、五畿七道は一切鬼神霊等が転じて日本国を守護せんとする「普願」が列挙されており、右引用はその「総願」に当たる箇所である。それ故に、五畿七道四海中の六十四の大国を始め、日本全国五三八の群家下に統治された一切の龍神鬼霊と、唐・新羅・渤海・四夷の異国神鬼霊が慈悲心を起して我国国界を護持し、その祈願道場たる九方一乘法華院を守護することを祈って総願を結んでいる。

これにより、最澄の言う九方院とは、詳しくは「九方一乘法華院」をいうことが知られる。具には法華教旨に基づいて三諦円融の理を談じ、四種三昧を修して法華經を長講する、正しく法華一乗の教行を修学実践する護国道場を意味している。しかも、日本全土の天神地祇、龍神鬼霊に対する鎮国道場であることは無論、唐・新羅・渤海を始め、四夷とその異国神鬼霊から我が国界を守る護国鎮国の道場である。また、同じ『長講法華經後分略願文卷下』には、

還護^二日本国^一 恒護^二比叡山 并八方之院^一 令^レ不断^二長講^一

恒説^二不退行^一 常修^二四三昧^一 (伝全四・二七二)

とあり、「比叡山と八方(之)院」というこの文言は、正しく九方一乘法華院の性格を言い当てている。即ち、九方院とは、法華一乗を旨とし、四種三昧を実修し、法華經を不断長講する護国道場で、しかも五畿並びに七道(以上、八方)に中央比叡山を加えた九方に点置された護国道場を意味しているのである。

以後、全国規模での展開を志向した九方院構想は、日本全土を視野に、実際には全国六所に宝塔を建立し、宝塔内に一千部八千卷の法華經を安置し、その堂内に不断長講せんとした「六所宝塔構想」⁽¹⁸⁾として結実するのである。

小結

最澄は護国三部經典を長講するに当たり、その長講道場として九院(臨時長講会を含む)を点置した。毎日不断の護国長講道場であるが故に、その九院が未建立ということはあり得ない。よって「護国長講会嚴修と時を同じくして最澄自身が点置した九院」と、弘仁九年(八一八)七月二十一日に「建立済み三院と未建立六院の合計九院」の寺院名を挙げて公表した「伽藍構想としての九院」は、同じ「九院構想」とは言いながらも、比叡山史上に果たした役割は明らかに異なるものであった。

即ち、最澄が原初点置した九院の構想こそは、続く十六院の構想、引いてはその後の九院構想、そして全国展開として

の九方院、転じて六所宝塔構想の基本理念となり、最澄の護国思想の根幹を形成するものであった。

- 1 「弘仁九年比叡山寺僧院等之記」(三九二―三九三頁)。尚、上記資料には欠落があるため「建立十六院別当三綱状」(仏全四一・三〇四c―三〇五b)参照。
- 2 伝全五・三七五。
- 3 注1同。
- 4 桑谷〔二〇一五〕。
- 5 伝全四・二三九。
- 6 伝全四・二四一―二四八(内題表記)。
- 7 伝全四・二四九―二七六(内題表記)。
- 8 「兩日一卷竟」(伝全四・二三九)とある。
- 9 伝全四・二七七―二九三。
- 10 伝全四・二九五―三一三。
- 11 例えば、福井〔一九九〇〕。
- 12 桑谷〔二〇一五〕。
- 13 例えば、『長講法華経後分略願文卷下』には「十方無量仏 来下入此九院 如帝珠道場^上 恒転妙法輪」(伝全四・二五九)とある。
- 14 伝全一・一一二。
- 15 武〔二〇〇八〕。
- 16 『伝述一心戒文』卷上、伝全一・五三三―五三四。
- 17 『叡山大師伝』伝全五附・三一―三三参照。
- 18 弘仁九年(八一八)四月二十一日『六所造宝塔願文』(伝全五・三三三)。最澄は、安東は上野宝塔院、安南は豊前宝塔院、安西は筑前宝塔院、安北は下野宝塔院、安中は山城宝塔院、安総は近江宝塔院と構想していたことが解かる。但し、最澄生前中の

最澄の九方院と九院の構想(桑谷)

建立は、安東と安北の二院のみ。

〈二次文献〉

- 「弘仁九年比叡山寺僧院等之記」(園城寺編『園城寺文書』第一卷、智証大師文書、講談社、一九九八、三九二―三九三頁)
 「建立十六院別当三綱状」(仏全四一・三〇四c―三〇五b)
 最澄『九院事』伝全五・三七五
 同『大同四年始修法華長講願文』伝全四・二三九
 同『長講法華経先分發願文卷上』(内題)伝全四・二四一―二四八
 同『長講法華経後分略願文卷下』(内題)伝全四・二四九―二七六
 同『法華長講会式』(外題)伝全四・二四一―二七六
 同『長講金光明経会式』伝全四・二七七―二九三
 同『長講仁王般若経会式』伝全四・二九五―三二三
 同『天台法華宗年分学生式』伝全一・一一―一三
 同『六所造宝塔願文』伝全五・三三三
 光定『伝述一心戒文』伝全一・五二三―六四八
 一乗忠『叡山大師伝』伝全五附・一―四八
- 〈二次文献〉
 桑谷祐顕「初期比叡山の護国三部法会について」(『天台学報』第五七号、二〇一五、二三―四一頁)
 福井康順「長講法華経願文の研究」(福井康順『日本天台の諸研究』法蔵館、一九九〇、一三一―一六七頁)
 武覚超『比叡山諸堂史の研究』(法蔵館、二〇〇八、六一―九頁)
- 〈キーワード〉 九院、九方院、十六院、護国三部長講会、六所宝塔
 (叡山学院教授)